

酒田市と三井住友海上火災保険株式会社との連携に関する協定書

令和7年7月7日 締結

酒田市と三井住友海上火災保険株式会社との連携に関する協定

酒田市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙が行う損害調査の結果及び技術の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で酒田市内に住家を所有する者を含む。以下同様とする。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、互いに協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

（1）損害調査結果の提供及び利用に関すること

（2）損害調査に係る技術研修の提供及び受講に関すること

（損害調査結果の提供及び利用）

第3条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

（1）住民から提供を受けたデータ及び情報

（2）乙が行った被害調査に関するデータ及び上場

（3）その他甲と乙が合意した事項

（4）損害調査に係る技術研修の提供及び受講に関すること

2 前項に関わらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものと市、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（法令の遵守）

第4条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾のため、相互に協力するものとする。

（被害認定の判断）

第5条 甲は、本調査結果の利用の有無に関わらず、甲の判断により災害に係る住家の被災認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

2 甲または乙が法令に基づき秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日が属する年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様に更新するものとする。

(協定の解除)

第8条 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、甲乙協議の上、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出た場合は、その都度甲乙が協議の上、変更を行うものとする。

(疑義の協議)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議の上、取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年 7月 7日

甲 山形県酒田市本町2丁目2番45号
酒田市
酒田市長 矢口 明子

乙 山形県山形市旅籠町3丁目2番10号
三井住友海上火災保険株式会社
山形支店長 明石 昌樹